

令和5年第13回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年8月16日(水)
開会 15時10分 閉会 16時20分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 武藤 文雄
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課生涯学習推進係総括主幹(以下「社教総括」という。) 戸高 直人
社教総括 首藤 幸一郎
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 川野 眞司
本日の書記 課長補佐兼総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たりまして、委員の出席確認をいたします。
本日は、小寺委員が欠席です。

教育長 ただいまから令和5年第13回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の多田にお願いをしています。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時15分を予定しています。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 その他報告事項等（1）は個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。その他報告事項等（1）は公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、その他報告事項等（1）は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第39号、議案第40号及びその他報告事項等（2）を行い、次に非公開によるその他報告事項等（1）を行いますのでよろしくお願いいたします。

議 事

【議 案】

議案第39号 令和5年第4回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和5年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）
- ・佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

議案第40号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

議案第39号 令和5年第4回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは、議案第39号令和5年第4回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、このうち、令和5年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）について各関係課長から説明いたします。初めに武藤教育総務課長よりよろしくお願いいたします。

教総課長 それでは、令和5年度佐伯市一般会計補正予算第3号について御説明申し上げます。今回の補正予算は、資料3ページの第1条に書かれておりますけれども、一般

会計において歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億2,778万2,000円を追加するものとなっております。そのうち、歳出の教育費につきましては、資料6ページの下の方から7ページにかけて記載がありますが、10款の教育費において4,886万5,000円を増額するものとなっております。

それでは、各課における主な補正内容について御説明させていただきます。まず、教育総務課関係について御説明いたします。

歳入につきましては、資料18ページから19ページまでを御覧ください。款17寄付金、項1寄付金において、教育環境整備等指定寄付金として、50万7,000円を新たに計上しております。これは、5月3日に蒲江で行われたふるさとチャリティーコンサートの収益を主催者が学校のために使用してもらいたいとのことから、寄附を受けたものを予算計上したものであります。この寄附金を受けたことから歳出において、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に寄附者の意向を踏まえ、この寄附金を財源に蒲江翔南学園の備品として卓上丁合機を購入する予算を計上しております。

歳出のその他につきましては、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、まず、1学校一般管理事業—学校一般管理費において96万7,000円を増額しております。これは、青山小学校の廃止に伴い閉校式典を行う際の次第の印刷製本費や青山小学校の閉校を記念する事業を実施する団体に補助金を交付するための予算を計上したものであります。次に、2人事管理事業—教育総務費人事管理費において661万1,000円を増額しております。これは、一定の会計年度任用職員が地方職員共済組合へ加入したことに伴い増額となる共済組合掛金負担金分を計上したものであります。次の3職員給与管理事業—教育総務費職員給与費等につきましては、内容が職員の人件費であり、本庁総務課の所管となりますので、説明は省略させていただきます。

これらのほか、債務負担行為補正の変更を行っております。これは、学校支援センター、小学校の一部、中学校の一部に複合機を導入するものでしたが、当初に計画していた賃貸借期間に機器の納入が間に合わないことが判明したため、賃貸借期間をずらすことによる債務負担行為額の変更をするものです。

以上で教育総務課分の説明を終わります。この後、社会教育課、体育保健課から順次説明をさせていただきます。

社教総括 社会教育課分の補正予算について御説明させていただきます。人事管理事業—社会教育総務費人事管理費において、371万5,000円増額補正を要求するものであります。内訳は、右に書いてあるとおりです。これにつきましては、社会教育課において業務量が増加したことにより、生涯学習推進係には4月1日から、文化財係には5月1日からそれぞれ1人ずつ、会計年度任用職員を増員したための増額補正ということになります。

次に文化振興事業—歴史資料館管理事業でございますが、これは財源更正のみであります。65万円を一般財源からその他の方に移したということでもあります。

3職員給与管理事業—社会教育総務費職員給与費は、先ほど教育総務課長の説明

のとおり総務課の計上でありますのでここでは説明はいたしません。以上です。

体保課長 それでは、体育保健課関係の補正について説明させていただきます。

保健体育総務費の中の職員給与管理事業—保健体育総務費職員給与費につきましては、先ほどから説明しておりますとおり総務課の方で持っている予算でございますので説明は省略させていただきます。その次の表の保健体育施設費、体育関係の施設の管理に関する費用ですが、この中の保健体育施設管理事業—保健体育施設管理費については、こちらは財源更正になっております。これは、ふるさとさいき応援基金繰入金に財源を組み替えるということで、一般財源を 290 万円減らして、基金を 290 万円充当するということでもあります。

次は学校給食費になります。学校給食一般管理事業で 1,000 万円ほどの増額の補正をしております。内容としましては、施設や厨房機器の修繕料としまして 400 万円、公用車の修繕料としまして約 100 万円、公用車の燃料代、こちらが高騰しておりますので 150 万円、ガス代が 240 万円ほどで需用費としましては約 900 万円の増額補正となっております。17 番の備品購入費につきましては、剣崎学校給食センターの冷蔵庫の具合が悪いということで 100 万円ほど備品購入費を増額補正しており、トータルで 1,006 万 4,000 円の補正となっております。こちらについても一部一般財源からその他ということで、同じくふるさとさいき応援基金の方に一部財源の更正をかけております。

次に学校給食費負担軽減事業ですが、こちらで 1,100 万円ほど増額の補正をしております。これは今現在で小学校 400 円、中学校 600 円ということで給食費の補助をしていますが、実際に今の価格の高騰の中で財源が足りないということで、今回補正予算において、1 人当たり、小学校幼稚園が 400 円、中学校が 600 円で、今回につきましては年度途中でありますので 6 月分、それぞれの児童生徒数に応じて、交付金の増額をする予定になっております。このトータルの金額としまして、不足分として 1,146 万 6,000 円の増額補正を上げているところでございます。こちらにつきましては、財源のところに書いてありますが、国庫支出金 1,000 万円ということで新型コロナウイルスの感染対応の地方創生臨時交付金という国の補助金を充当しております。一般財源としましては、150 万円ほどとなっております。

次に 3 番目の学校給食費の保護者負担軽減事業、これは新規の事業になります。こちらについては、2,600 万円ほど増額補正をしております。こちらにつきましても年度途中でありますので 9 月からの対応になるのですが、児童生徒 1 人当たり月額 1,000 円の給食費の負担を市の方でしようということで、1,000 円掛ける 6 月掛けることの児童生徒数ということで、2,660 万 4,000 円の補正予算を計上させていただきます。こちらにつきましても先ほどと同様に、国の新型コロナウイルスの臨時交付金の方を充当させていただいております。金額的には 2,000 万円が国庫支出金、一般財源が 660 万 4,000 円ということになっております。

体育保健課の部分につきましては、以上です。

教育長 それでは、ただいま説明がありました議案について審議を行います。御質問のあ

る方は、よろしく申し上げます。

平井委員 給食費の補助についてですが、今の子どもたちの給食費を上げないようにフォローしていくということですか。

体保課長 委員さんのおっしゃるとおりでございますが、本来であれば、給食費を増額して対応するところですが、物価高騰の先行きが見えないということで、当面の間、市の方で補助できる期間についてはその分を市費で、物価高騰分を補助しようといった趣旨になっております。

教育長 ほかにございませんか。

それでは次に佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について、武藤教育総務課長が説明します。

教総課長 それでは佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この議案は、先月、7月の教育委員会において、令和6年度から青山小学校を下堅田小学校に統合するため令和5年度末をもって青山小学校を廃止することを決定したことを受けまして、佐伯市立小学校の設置条例である佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正する必要があることから、佐伯市議会に提出をしようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、議案資料の4ページを御覧ください。この4ページから5ページまでの別表に、佐伯市が設置しております佐伯市立小学校の名称と位置が規定されておりますが、この別表から今回廃止する青山小学校の名称及び位置を削除することが条例改正の内容となっております。

また、青山小学校を廃止することに伴い、関係する条例を改正する必要がありますので、佐伯市立小学校の設置条例のほか、二つの条例についても併せて改正を行います。一つ目は、議案中の附則第2項におきまして、佐伯市学校給食センター条例の改正を行います。その内容につきましては、議案資料の9ページを御覧ください。現在青山小学校は佐伯市さいき学校給食センターの対象校として、さいき学校給食センターにおいて学校給食の調理等を行っておりますが、青山小学校を廃止することに伴い、さいき学校給食センターの対象校から青山小学校を削除する必要があることから条例を改正しようとするものであります。二つ目は、議案中の附則第3項において、佐伯市立学校施設の開放に関する条例の改正を行います。その内容につきましては、議案資料15ページを御覧ください。この15ページの別表は利用の許可を受けて、学校施設を利用する際の利用料を規定したのですが、青山小学校を廃止することに伴い、この別表から青山小学校を削除するため条例を改正しようとするものであります。

これが佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正についての内容となっております。以上で説明を終わります。

教育長 先日説明しましたように青山小学校の下堅田小学校への統合に伴って、設置条例、それから関係条例を二つ、以上三つの条例から青山小学校を削除するというものがあります。御質問はよろしいでしょうか。

教育長 よろしいですか。それでは次に佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、柳井学校教育課長が説明します。

学教課長 議案第 39 号令和 5 年度第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてというところの佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この議案につきましても、先月、7月の教育委員会において令和5年度末をもって佐伯東幼稚園、八幡幼稚園、木立幼稚園、松浦幼稚園及びよのうづ幼稚園を廃止することを決定したことを受け、佐伯市立幼稚園の設置条例である佐伯市立幼稚園の設置に関する条例を一部改正する必要があることから、佐伯市議会に提出しようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、議案資料の 20 ページを御覧ください。この 20 ページから 21 ページまでの別表に、佐伯市が設置しています佐伯市立幼稚園の名称と位置が規定されていますが、この別表から今回廃止する幼稚園の名称及び位置を削除することが条例改正の内容となっております。また、幼稚園を廃止することに伴い、佐伯市立幼稚園の設置条例のほか、佐伯市学校給食センター条例についても併せて改正を行います。続いて議案資料の 29 ページを御覧ください。この 29 ページから 31 ページまでにかけて、現在、松浦幼稚園とよのうづ幼稚園については佐伯市剣崎学校給食センターの対象校、佐伯東幼稚園と木立幼稚園は佐伯市さいき学校給食センターの対象校、八幡幼稚園は佐伯市弥生学校給食センターの対象校となっていますが、各幼稚園の廃止に伴い学校給食センターの対象校から廃止する幼稚園の名称を削除する必要があることから、条例を改正しようとするものであります。

これらが佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についての内容となります。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

教育長 五つの幼稚園を廃止するに当たって、設置条例と給食センターの条例から削除するというものであります。御質問はよろしいでしょうか。

教育長 地区に説明を行った際の状況を知らせてもらえませんか。

学教課長 初めに八幡幼稚園の八幡地区に説明に行きました。市報や該当する保護者の方にはこちらから手紙等で状況説明をしていたのですが、区長さん方からはあまり話を聞いてなかったというような話がありました。ただ、子どもの受皿についてのところはしっかりと市としてやって欲しいといったところでありました。また、八幡地

区については保育園がございいますが、そこに行けない子どもたちがどこに行くのかというところの話があったといったところでありました。その他の地区ですが、東地区、木立区、あと米水津については特段大きな意見はありませんでしたが、子どもたちがこれだけ減っているということに非常にショックを受けていたというようなところもございました。たくさん受皿がありますので、その辺のところ、しっかりつないでいきたいというふうに考えているところでございます。

教育長 ありがとうございました。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第 39 号についてお諮りいたします。議案第 39 号令和 5 年第 4 回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということではよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 ありがとうございました。議案第 39 号については、異議なしとします。

議案第 40 号 令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

教育長 続いて議案第 40 号令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、教育総務課が説明いたします。

事務局 別紙の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。この規定に基づき、教育委員会の承認を求めたものであります。

この評価報告書の内容につきましては令和 4 年度の実績が対象で、評価項目につきましては平成 29 年 3 月に作成しましたさいき“まなび”プラン 2017 に基づく施策について設定しております。さいき“まなび”プラン 2017 では、人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育の創造を計画目標として、七つの分野を大きな柱に位置付け、その目指す方向を示しています。

まず 1 ページを御覧ください。今述べました趣旨の下に 2 の評価の対象というところがございます。ここにⅠの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進から、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶと七つの基本目標がございまして、その基本目標の下に、最初ですと、1、2、3、4、5、6、7と、七つあるのが施策ということになります。この施策ごとに、今回、目標を達成したか、しないかという評価を行っております。これにつきましては、まず所管する課が自己評価を行い、その後内部評価を教育委員会事務局内で実施し、その評価について 5 人の外部評価委員の方をお呼びし、その方々に意見や助言等をいただいております。外部評価委員からの意見につかま

では、報告書の 49 ページから 52 ページまでに記載しております。外部評価委員につきましては、以前に本委員会の中で各種委員についてもっと市外の識者を入れてみてはどうかという意見がございましたので、一昨年度から市外の識者の方 2 人に外部評価委員を委嘱しています。本年度は、学校教育の分野で大分県教育センターの森健治所長、社会教育、社会体育の分野で昨年度に引き続き竹田市歴史文化館・由学館の佐藤晃洋館長を市外から招きました。

評価方法につきましては、3 ページを御覧ください。昨年度までは施策ごとに A B C D の 4 段階の評価をしていましたけれども、令和 4 年度事業分がこのプランでの最終年度になりますので、目標指標ごとに A B C D にランク付けして、A B の占める割合が 8 割以上であれば達成、それ未満は未達成というふうに最終年度の指標の評価結果としています。

＝ 基本目標ごとに評価内容を説明 ＝

最後にまとめますと、さいき“まなび”プラン 2017 の最終年度である令和 4 年度事業につきましては、22 の施策のうち達成が 16、未達成が 4、判定不可が 2 というような結果になりました。令和 4 年度も 3 年度同様に、コロナ禍で各種の行事は中止になるものが多く、外部との交流や施設の利用者数など低迷した部分もありますが、若干ではあります上向きな傾向が見られるものもありました。全体を通じては外部評価委員から、いろいろな事業に対し丁寧に着実な取組が進められているのを感じたと評価していただくと同時に、今後はこのことを市民にしっかり発信し、応援してもらえるような環境を作っていけたらよいのではという意見もいただきました。

来年度からは、この点検評価は、目標指標等につきましても多数見直しを行い、アップデートした新しいさいき“まなび”プラン 2023 に基づき行って参ります。以上で評価結果についての説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。駆け足で説明をしてもらいました。率直に御意見あるいは御質問があればよろしくお願ひいたします。

平井委員 評価の段階で小学校、中学校にアンケートを出していますが、全校児童・生徒ではないと思うのですが、例えば、小学校 472 人中の 206 人や中学校 490 人中の 150 人となっていますこの内訳はどうなっているのですか。

学教課長 この人数は、小 6 と中 3 の人数で間違いないと思います。すみません。手元に今資料がないので。学年のピックアップです。全校児童・生徒ではないです。ただ、全校児童・生徒のデータも取っております。

平井委員 あと、学校ごとのアンケートで達成したかどうかなどのアンケートがありますが、そのアンケートの仕方は学校に任せているのですか。

学教課長　こちらから調査をかけているものであったり、国から調査が来るものであったりします。国とか県から。例えばこの薬物乱用防止教室の実施というのは、県からも調査が参ります。その値をピックアップしていたり、あと、弁当の日の実施についても市の教育課程の中に位置付けるようにと指導して、これについても学校から聞き取りであったりというところで調査をしているものであります。全国、国の調査で上がってくるものもあれば、市で独自調査しているものもあるといったところがあります。

山口委員　先ほどの全国学力調査で、確か英語だとか新聞に載っていましたが、大分の全国における水準が全国平均からすると下回っているというところがありました。正答率という形で指標評価がAになっていますが、実質今の学力に対しての全国平均と大分の平均というのが乖離しているというのが出ているということは事実なことなので、今年はまだこれで終わりということですが、次回目標指標を変えられていくと思うので、そこに基づいてまた評価の在り方を考えていただけたらと思います。

学教課長　新しいさいき“まなび”プランの中では、全国調査については全国の正答率との比較というふうにしております。県の調査については、大分県の正答率との比較といった形で評価するようにして、新しいさいき“まなび”プランを策定したところがあります。

山口委員　スポーツ振興において、今確か総合運動公園もそうですけど指定管理者制度をやられていますよね。どこだと言えないのですが、非常に指定管理者のオーダーがよくないという公共施設があって、スポーツ振興は今言うように予算などの関係で指定管理者を指定して、市民のいろいろなスポーツ振興に努めていくという形が今の流れだと思うのですが、問題は指定管理者の評価を、市民がここは非常に指定管理者がいいなど、非常に対応がいいなどという形の市民の目線から見る指定管理者の評価というのを、確かにプレゼンで年度更新でやるのに、プレゼンの資料を含めて関係機関が評価をされて指定管理者を決定するんですけど、いざやってみてもらってその指定管理者が本当に市民にとって評価が高いのかどうか、そこも今後見ていかれる必要があるのではないかと思います。

体保課長　貴重な御意見ありがとうございます。確かに委員さんがおっしゃるとおりで、実はもう直接、体育保健課の方にもそういった形で苦情の案件が上がってくるパターンもございます。確かに指定管理者については、選考委員会を開いて管理者を選定しているのですが、選定した後、実際に業務を委託した後の評価というのが現状うちの仕組み上、そういった部分がございますし、教育委員会の中でも総合運動公園に限らず、多数の指定管理者制度を導入している施設がございますので、委員会の中でそういった部分を検討していく必要があるのではないかと考えてお

ります。今後の検討課題ということで受けとめさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

教育長 貴重な意見ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。それでは、ただいま説明がありました議案についてお諮りいたします。議案第 40 号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 40 号については、提案どおり承認をいたします。9 月議会で報告をさせていただきたいと思えます。

報告事項等

- ・ 次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について
- ・ 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

教育長 それでは、これで第 13 回佐伯市教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16 時 20 分